



平成16年度の指導について

常任理事・医療保険部長 三宅直樹

去る5月18日北海道医師会、北海道社会保険事務局、北海道保健福祉部国民健康保険課の三者による平成16年度の医療保険に関する打合せが行われた。席上、社会保険事務局と北海道から平成16年度社会保険医療担当者指導実施計画（案）の提案および説明がなされ、確認、検討の上、合意が得られたので報告する。

昨年度は集团的個別指導において、名義貸し問題に関連して、全ての病院を対象に1時間の追加指導が行われた。昨年度末実施の稚内地方の病院を除いて、本年度は病院を対象とした追加指導は行われなかったこととなった。集団指導、個別指導に関する内容は概ね昨年と同じである。

冒頭、平成15年度の指導状況の報告が行われた。集団指導については表1のとおりであった。7月・8月・9月の3カ月間の保険医受講者が多いのは新規に保険医に指定された新卒の若い医師の出席によるものである。

集团的個別指導状況は表2のとおりである。指導割合は96.4%であった。

上記各指導とも事務職員のみ出席は受講とは認められず、新規保険医（集団指導）、管理者（集团的個別指導）の出席が義務づけられている。法に定められた指導であるため、理由なく欠席した場合はペナルティーとして、後日個別指導が行われるので全員出席されたい。15年度欠席の

表1 平成15年度集団指導状況（指定時講習会）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	合計	
通知数	保険医	0	0	0	109	100	62	4	0	2	277
	医療機関	14	17	12	2	5	5	7	10	10	82
出席数	保険医	3	0	0	74	62	74	24	1	1	239
	管理者	23	23	14	7	8	8	15	16	22	136
	事務職員	10	7	4	2	6	6	8	11	13	67
	合計	36	30	18	83	76	88	47	28	36	442

表2 平成15年度集团的個別指導状況

区分	総数				病院				診療所			
	対象数	指導数	指導割合	出席者数	対象数	指導数	指導割合	出席者数	対象数	指導数	指導割合	出席者数
集団部分	751	724	96.4%	2,082	563	542	96.3%	1,709	188	182	96.8%	373
個別部分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 実施地区：札幌地区 330件 小樽地区 49件 帯広地区 46件
 函館地区 57件 滝川地区 37件 釧路地区 44件
 室蘭地区 29件 旭川地区 77件
 苫小牧地区 38件 北見地区 44件

※ 未実施地区：稚内地区 14件

（注）指導対象件数は、年度当初（前年度分を含む）の対象保険医療機関からその後廃止等となった機関を除いた件数

9 病院と未実施の12病院、合計21病院は本年度の集团的個別指導の対象となる（本年度は昨年度欠席病院のペナルティーとしての個別指導は行わないので必ず集团的個別指導を受講していただきたい）。

個別指導の状況は表 3 のとおりである。病院10件は全て札幌医科大学の名義貸しに関連した指導である。10件中 7 件が監査を要し、6 件が保険医療機関指定取消の処分を受けた。

◇

指導は指導大綱によって定められている。指導対象の選定基準を大綱より抜き出してみると下記のごとくである。

集団指導の選定基準

次の選定基準に基づいて選定する。

- (1) 新規指定の保険医療機関等については、概ね 1 年以内にすべてを対象として実施する。
- (2) 診療報酬の改定時における指導、保険医療機関等の指定更新時における指導、臨床研修指定病院等の指導、保険医等の新規登録時における指導等については、指導の目的、内容を勘案して選定する。

集团的個別指導の選定基準

保険医療機関等の機能、診療科等を考慮した上で診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下同じ。）の 1 件当たりの平均点数が高い保険医療機関等（ただし、取扱件数の少ない保険医療機関等は除く。以下「高点数保険医療機関等」とい

う。）について 1 件当たりの平均点数が高い順に選定する。

なお、集团的個別指導または個別指導を受けた保険医療機関等については、翌年度および翌々年度は集团的個別指導の対象から除く。

個別指導の選定基準

(1) 都道府県個別指導

次に掲げるものについて、原則として全件都道府県個別指導を実施する。

- ① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等
- ② 個別指導の結果、措置が「再指導」であった保険医療機関等または「経過観察」であった、改善が認められない保険医療機関等
- ③ 監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関等
- ④ 集团的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適性を欠くものが認められた保険医療機関等
- ⑤ 集团的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの（ただし、集团的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。）
- ⑥ 正当な理由がなく集团的個別指導を拒否した保険医療機関等

表 3 個別指導状況

年 度	内 訳			病 院			診 療 所		
	指導対象数	指導数	割合	指導対象数	指導数	割合	指導対象数	指導数	割合
平成11年度	3,528件	11件	0.3%	644件	1件	0.2%	2,884件	10件	0.3%
平成12年度	3,531件	14件	0.4%	641件	4件	0.6%	2,890件	10件	0.3%
平成13年度	3,541件	12件	0.3%	636件	5件	0.8%	2,905件	7件	0.2%
平成14年度	3,543件	17件	0.5%	635件	7件	1.1%	2,908件	10件	0.3%
平成15年度	3,524件	11件	0.3%	629件	10件	1.6%	2,895件	1件	0.0%

(注) (1) 指導対象数は、各年度の 4 月 1 日現在の件数

(2) 特定共同指導、共同指導を除く

- ⑦ その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等
- (2) 共同指導
- ① 過去における都道府県個別指導にもかかわらず、診療内容または診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ② 支払基金等から診療内容または診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ③ 集团的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの（ただし、集团的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。）
- ④ その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- (3) 特定共同指導
- ① 医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等の保険医療機関
- ② 同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等
- ③ その他緊急性を要する場合等であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等



本年度の指導について各形態ごとに記載する。

◎集団指導（指定時講習会）

表4 集団指導日程（指定時講習会）

開催日	開催日
平成16年4月7日(水)	平成16年9月7日(火)
平成16年5月7日(金)	平成16年10月7日(木)
平成16年6月8日(火)	平成16年12月7日(火)
平成16年7月7日(水)	平成17年2月8日(火)
平成16年8月10日(火)	

◎時間 午前10時～午後3時30分

◎場所 北海道医師会館(ただし、9月7日はKKR札幌)

上記の選定基準を詳細に解説すると、新規指定は保険医療機関の開設者、管理者並びに請求事務担当者および新規登録した保険医を対象とする講習会形式で行い、本年度の日程は表4のとおりである。

◎特定共同指導・共同指導

本年度は特定共同指導の予定はないため同指導時における集団指導は行われない。

◎集团的個別指導

指導大綱の抜粋にある「高点数保険医療機関等」は以前より批判の対象となっており、北海道では以下の如き要領で実施される。ただし前述の如く病院の指導は稚内地区と昨年度欠席病院のみとなる。病院21件、診療所470件が予定されている。

平成16年度 集团的個別指導実施要領（医科）

平成16年度の指導については、「指導大綱」(平成12年5月31日保発第105号) および「指導大綱関係実施要領」を基本に行うが、対象保険医療機関の選定は、次により選定するものとする。

- 1 対象保険医療機関
 - (1) 平成16年度更新予定（みなし更新を含む）の保険医療機関
 - (2) なお、平成15年度未実施地区等の保険医療機関（更新予定以外も含めて）を対象とする。
- 2 次の保険医療機関については、対象から除く
 - (1) 平成13年度、平成14年度および平成15年度において個別指導または集团的個別指導を受けた保険医療機関。
 - (2) 今年度に個別指導を予定している保険医療機関。
- 3 指導形態
 - (1) 集団部分については、地区ごと（概ね10地区程度）の会場において講習会形式により実施する。
 - (2) 指導時間は、概ね1時間程度とする。ただし、病院にあっては概ね2時間程度とする。
 - (3) 個別部分については、今年度は、実施しな

い。

4 指導内容

指導内容は、保険診療は契約であること、客観的な選定方法であることおよび「保険医療機関および保険医療養担当規則」等の説明、過去の指導事例等について、講習、講演方式により行う。

5 通知時期

実施日の概ね3週間前を目途に通知する。

6 その他

今年度実施未了となった場合は、翌年度に実施する。

◎個別指導

指導大綱の選定基準の他に厚生労働省等の通知による選定も行われる。詳細は下記のごとくで(通知)のみの項目にも留意されたい。

集团的個別指導に優先して実施するものとし、次の保険医療機関について実施する。

なお、「ア」に該当するものは速やかに実施する。

ア 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、必要と認められた保険医療機関(大綱)(通知)

イ 平成15年度以前において共同指導および個別指導を実施した結果、「再指導」となった保険医療機関および「経過観察」であって改善が認められない保険医療機関(大綱)(通知)

ウ 監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関(大綱)(通知)

エ 集团的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関(大綱)

オ 集团的個別指導を受けた保険医療機関のうち、翌年度の実績においても、なお、高点数保険医療機関に該当するもの(ただし、集团的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。)(大綱)(通知)

カ 正当な理由がなく集团的個別指導を拒否した保険医療機関(大綱)

キ 医療監視の結果、問題があった保険医療機関(通知)

ク 検察または警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関(通知)

ケ 他の保険医療機関等の個別指導または監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関(通知)

コ 会計検査院の实地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関(通知)

サ 新規指定から概ね6カ月を経過した保険医療機関(通知)

シ その他、特に個別指導が必要と認められる保険医療機関(大綱)

昨年度は名義貸し関連の個別指導が病院に対して行われたが本年度も北海道大学と旭川医科大学の名義貸し関連の指導が15件含まれている。病院27件、診療所21件が予定されている。本年度で病院の名義貸し関連指導は終了するとされている。以後は名義貸しに関連した保険医に対する指導がなされる事が予想される。なお個別指導の実施要領は下記のとおりである。

平成16年度 個別指導実施要領(医科)

1 指導形態

(1) 指導は、診療報酬明細書、診療録および関係書類等に基づき、面接懇談方式により懇切丁寧に行う。

(2) 指導時間は、原則として診療所にあつては2時間程度、病院については6時間程度とする。

ただし、新規指定保険医療機関に対する個別指導については、診療所が1時間程度、病院は2時間程度とする。

2 使用するレセプト

原則として、指導月前の連続した2カ月分の診療報酬明細書(社保、国保、老健分)とする。

ただし、情報提供等、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

3 指導場所

病院については、当該保険医療機関とし、診療所は、原則として別会場で行う。

4 通知時期

- (1) 実施日の概ね3週間前を目途に通知する。
- (2) 指導対象となる患者の診療録等については、指導日の前日に通知する。

個別指導においては、レセプト誤請求にかかわる自主返還を求められ、医療機関の経済的損失が生ずることが多い。集団的個別指導、個別指導共に北海道医師会ならびに地元医師会の立会が必要であり、行政の指導応対、指導内容に異議あるいは疑義が無いか中立な立場で臨むことが主旨と考えている。



生活保護法による指定医療機関の個別指導

去る5月6日北海道医師会、北海道保健福祉部保護課との間で平成16年度生活保護医療に関する打合せが行われ同意がなされた。個別指導実施要綱は平成6年度以降変更はない。基本方針と着眼点を抜粋したので対象医療機関の参考にさせていただきたい。

1 基本方針

生活保護法による医療扶助の適正な実施を確

保するため、指定医療機関に対し、制度の趣旨および医療扶助に関する事務取扱い等について、周知徹底を図り、指定医療機関と保護の実施機関との連携協力体制を推進し、生活保護法による医療扶助受給者の適切な処遇を図ることを基本方針とする。

2 着眼点

- (1) 医療扶助に対する理解の状況
 - ア 生活保護制度の趣旨および医療扶助に関する事務取扱いの理解の状況
 - イ 診療報酬請求の適否の状況
 - ウ 精神保健福祉法、結核予防法等他法活用の取扱い状況
- (2) 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況
 - ア 保護の実施機関に対する協力の状況
 - イ 医師、看護師等医療従事者確保の状況
 - ウ 医療扶助受給者に対する個別処遇の確保
 - エ 診療録の記載および保存の状況
 - オ 診療内容からみた診療報酬明細書と医療要否意見書の適否の状況
 - カ 入院患者日用品費の取扱い状況

本年度の実施予定と選定基準は表5のとおりである。

表5 平成16年度生活保護法による指定医療機関の個別指導の選定について

<p>1 要綱の第6「個別指導の選定基準」により、本年1月分の生活保護法による医療券発行枚数を基準として選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市所在の指定医療機関は該当市福祉事務所から交付される医療券の発行数が50枚以上 (2) 郡部所在の指定医療機関は該当支庁保健福祉事務所から交付される医療券の発行枚数が20枚以上 <p>2 1のうち5年以上個別指導が実施されていない医療機関を優先するものとする。</p> <p>3 渡島支庁管内の実施については、基準該当医療機関が多数存在するため、実地による個別指導に加え、函館市に所在している医療機関について集合指導として実施する。</p> <p>※平成16年度指定医療機関 個別指導実施医療機関数</p> <p>病 院 29カ所、診療所 23カ所、合計 52カ所</p>
